

議 事 日 程 (第3号)

令和7年9月11日(木) 午前10時00分開議

日程第1

一般質問

- |      |        |    |    |
|------|--------|----|----|
| 質問順序 | 1. 10番 | 菅沼 | 淳  |
|      | 2. 18番 | 二橋 | 益良 |
|      | 3. 8番  | 三上 | 元  |
|      | 4. 2番  | 山本 | 晃子 |
|      | 5. 5番  | 柴田 | 一雄 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（神谷里枝） ただいまの出席議員は18名であります。

今はまだ報道関係の方は入っておりませんが、入ってくる場合もあるかと思いますが許可証を交付しておりますので御報告いたします。

出席議員18名で、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

○議長（神谷里枝） 日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問順序は、受付順によりまして1番 菅沼 淳議員、2番 二橋益良議員、3番 三上 元議員、4番 山本晃子議員、5番 柴田一雄議員と決定いたします。

なお、山本晃子議員より参考資料の配付を求められましたのでこれを許可しております。資料のほうはあらかじめ配信させていただいておりますので、タブレットのほうを御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

初めに、10番 菅沼 淳議員の発言を許します。菅沼議員。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○10番（菅沼 淳） それでは、おはようございます。10番 菅沼 淳でございます。お久しぶりの一般質問ということで、本日はよろしくお願い致します。

早速、質問のほうに入らせていただきます。

それでは、主題は狭隘道路の拡幅整備についてということでありまして、まず狭隘道路とは、主に幅員が4メートル未満で、建築基準法第42条2項に規定される2項道路のことです。

それでは、質問しようとする背景や経緯です。

昭和25年に建築物の敷地や構造、設備、用途などの基準を定めた建築基準法が制定され、原則として幅員が4メートル以上ある道を建築基準法上の道路として認めております。

建築基準法が施行される昭和25年以前に建てられた住宅などでは、設置している道路の幅員が4メー

トル未満である道路が市内に多数存在している現状があり、そのため幅員が4メートル未満の道路であっても施行以前から使用されていた道路で、地方自治体が道路として指定したものに関しては、建築基準法上の道路とみなすこととなりました。建築基準法42条2項道路と言われるものであります。

土地の前面道路が建築基準法42条2項道路であっても、建物は建てられるということではありますが、建築基準法の接道義務の規定により、建築物を建てる際には、災害時の安全確保、消防車、救急車の通行の確保、災害時の避難経路、また快適な住環境、日照、通風、景観の向上などが目的とされています。そのため、4メートル未満の狭隘道路に接する所有地は、中心線より水平距離2メートルを道路境界線として規定し、セットバックが必要とされています。

以上のことから、建築基準法施行以前に建てられた住宅など、建築物の建て替え時に所有地に接する狭隘道路の拡幅が規定されているということではありますが、特に本市の市街化調整区域内の住宅密集地におきましては、拡幅整備が必要と思われる狭隘道路が多数存在しており、個別の所有地だけの拡幅だけでは建て替えができないことで空き家、空き地が発生していると考えられます。

このような道路事情におきましては、地域のコミュニティの維持、相続、ひいては少子化、人口減少にも影響する重要で深刻な問題であると考え、空き地、空き家の解消に向けた取組とともに、発生を抑制する狭隘道路拡幅整備対策が必要ではないかと考えることから、質問をさせていただくものであります。

質問の目的です。

狭隘道路により発生が予測される問題を解消するために、市としての拡幅整備事業を推進していただきたいということです。

それでは、質問に入ります。

最初に、建築基準法第42条2項の規定により、後退する部分を分筆する必要があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。都市整備部長。

〔都市整備部長 匂坂隆拓登壇〕

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えいたします。

建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路後退部分については、分筆する必要はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ここは分筆の必要はないということでも分かりました。

それでは2問目に行きます。後退する部分の整備費用、いわゆる測量ですとか工作物の撤去、登記というふうにしてますけども分筆の必要がないなら、登記、これは取消しさせていただきます。

工作物の撤去等については、市の補助制度があるのかどうか、また後退する部分を寄附する場合はどうかお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えさせていただきます。

建築基準法第42条第2項に基づく道路後退部分に対して市の補助制度はありません。また、所有者が道路後退部分を市に寄附しようとする場合につきましても、同様に補助制度はございません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 補助制度はないということでも分かりましたけれど、確認ですけども後退部分を寄附する場合も、所有者の負担で道路としての整備をしておいてくださいねと、それから寄附してくださいねということでもよろしいですか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

市で寄附を受ける場合の条件ということで幾つかございまして、元の道路が市道認定されていることでもありますとか、後退部分が分筆されているあるいは工作物等が撤去されていること、それから排水施設、舗装等整備が行われていることを条件としております。

一連の区間が広がるということで、通り抜けがで

きるなどの道路としての機能が発揮される状況となりますので、そういった状況になっているかどうかというところが判断の基準になってくると、そういうふうに認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） もう一点、確認をさせていただきます。その寄附する場合、測量とか分筆とか登記などの手続が必要になると思うんですけども、その手続に関する費用というのも所有者が負担をするということでもよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） 議員おっしゃるとおり、所有者の負担ということでお願いをしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 分かりました。

それでは質問の3に移ります。後退した部分は、所有権移転する必要があるのかどうか、また所有権移転の必要がない場合、後退した部分の課税はどうなるのかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） お答えをします。

後退した部分の土地につきましては、法的に所有権の移転義務はございません。

課税につきましては、現況に基づき、道路なのか宅地なのかということの評価しております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 後退部分が個人の所有地であっても、道路以外の利用ができないならその課税はいかなもんかなとは思いますが、現況が道路と評価されれば課税はされないと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） お答えをします。

現況が道路と評価できて、公共性が認められる場合は非課税ということになります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 公共性が認められれば非課税となるということで分かりました。

これまでの御答弁にありましたように、道路として使用されるに当たり、様々な拡幅整備費用の所有者負担、また道路以外に利用できない後退部分を所有地として課税されることなどは、単純に私は理不尽と考えるんですけども、そういうふうを考えるのは私一人だけではないと思いますけど、それを踏まえてお伺いします。

それでは4問目です。所有者が費用を負担し、整備した部分の通行を禁止することは可能であるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路後退部分につきましては、私有地でありましても建築基準法の道路とみなされるため、原則、通行を妨げることはできないものと認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 道路としての整備は所有者負担で課税もされるとなりますと、このようなことも考える方もおられるのかなということでお聞きをしました。

原則、通行を妨げることはできないとの御答弁なんですけども、これは法律や条例で明文化されていることでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

建築基準法第44条では、建築物や敷地を造成するための擁壁は、道路内または道路に突き出して建築、または築造してはならないというような規定がございます。こうしたことから、後退部分の所有地につきましては、通行を妨げることもできないものと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 自分で整備したところですから、そこだけ例えばコーンを置いちゃったりなんかするってということで、通行を妨げるというようなことも考えられると思うんですけど、これって何か罰則あるんですか。

○議長（神谷里枝） 暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

都市整備部長、お願いいたします。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたコーンですとかあるいはフラワーポットのような簡単に移設できるものにつきましては、罰則はないこととなっております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 簡単に撤去できるようなものならば罰則はないと、分かりました。

それでは質問の5ですね、次。狭隘道路の拡幅に当たり、市はどのような手順で進めているのかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

建築士ですとか不動産業者などからの建築基準法第42条第2項に関する問合せにつきましては、敷地が接する道路が建築基準法第42条第2項の道路に該当するかどうか、また該当する場合の後退線の考え方について建築担当部署で指導を行っております。また、後退線を決めるための官民境界の査定につきましては、道路管理担当部署で資料の提供や境界立会いを行っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。確認ですけども、その後退線の考え方についての指導というのは、事前にその所有者に対して必ず行われる

ということによろしいでしょうか。質問の4のところにありましたように通行を妨げない、そういったことの説明もきちっとされるということによろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

所有者ですとか建築士さん、それから不動産業者などから問合せや照会があった場合に、後退線の考え方などについて指導しております。

なお、建築士が設計を行う際には、建築士法の規定によりまして施主に対して適切な説明を行うというような規定がございます。その中で、後退線の考え方についても説明を行っていることになっております。現状として、ほとんどのケースで建築士ですとか不動産業者のほうが問合せが来ていると、そういった状況でございますので、後退線の説明というのは所有者の方にされていると、そういうふうに認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 基本的に、業者さんと協議なりなんなりをするということですね、分かりました。

それでは最後の質問に行きます。建築基準法の規定に限らず、狭隘道路の拡幅に向け積極的に理解、協力をいただけるような、市独自の整備事業の推進を検討していただきたいと思いますが、市のお考えはどうかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えさせていただきます。

空き家、空き地の増加は本市においても重要な課題でありまして、狭隘道路沿道の一連区間の方々の協力を得まして道路を拡幅していくことは、空き家、空き地の発生を抑制する手段の一つになると考えております。

他市町における補助制度の内容や、補助制度活用の実例あるいは効果などを収集・検証するとともに、本市における狭隘道路や空き家、また財源等の状況も踏まえまして、有効な施策について研究をしてま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。道路後退部分の拡幅整備は、それぞれ個人の所有地であることから、御理解・御協力をいただくことは大変困難だと思われませんが、整備に係る補助制度は本市でも問題となっております空き家、空き地の発生を抑制する重要な手段の一つと考えます。また、セトバックは公共の用に供する制度と考えることもできると思います。今後、調査・研究いただき補助制度の制定に向け検討いただくことをお願いし、私の質問を終わりますと言いたいところですが、最後に1点分ければ教えてください。分からなければ後で教えていただければ結構です。調整区域の集落において、道路事情により建て替えができず家屋を解体し、更地となった所有地を農地に転用するのは可能であるのかどうか、お伺いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをさせていただきます。

集落内で家屋を解体をして更地にした土地で、耕作を行って農地として利用することについては可能であると認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） その場合、課税についてはどうなるのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○都市整備部長（匂坂隆拓） お答えをします。

課税上は、土地自体に建築可能なその要件が残っている限りは、宅地並みの課税ということになります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ということは、転用はできないということですか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） 転用することはできるんですけども、農地に変更するっていうことは可能で

ありますけれども、課税上についてはまだ建築要件、可能な要件が残っているということだと宅地並みの課税というふうになります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） いいですか、分かりました。車両の通行ができないことで、建て替えや新築、または売買などの処分ができない中で、宅地として課税され続けることはいかなるものかと思うことから、お伺いしてみました。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で、10番 菅沼 淳議員の一般質問を終わります。

---

次に、18番 二橋益良議員の発言を許します。

〔18番 二橋益良登壇〕

○議長（神谷里枝） 暫時休憩といたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時28分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

申し訳ありませんでした。それでは18番 二橋益良議員、一般質問をお願いいたします。

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

湖西病院の経営についてということで、質問しようとする背景と経緯についてでございますが、湖西病院の建て替えに端を発し、市長が基準外繰入金2億円削減の1年前倒しを目標に掲げ、新たな病院管理者の下に、その目標に向け経営改善等の施策が重要な課題として議論を呼ぶところとなりました。今後は、経営会議等でその行方を見せるところではありますが、根幹である運営の一端をお聞きしながら確認と管理についての考え方を議論したいと思いません。

地域医療の要としての湖西病院は、その必要性と持続可能な経営が重要であり、市民にとっても安心できる存在としての中核病院の果たす役割は十分理解できる場所ではありますが、毎年のごとく一般

会計からの繰出金が議論され、市の財政負担に大きな問題として取り沙汰されています。町立湖西病院が昭和31年に開設された時期には、町民の期待と総合病院での頼れる医療機関として存在価値は大きく、安心できる病院でありました。その後、共立湖西総合病院、そして現在の市立湖西病院へと変遷、68年間には医療環境の変化により経営が厳しい状況となり、ここからちょっと修正させていただきます。一般会計からの病院事業会計繰出金はただいま審査中ではございますが、令和6年度一般会計決算ベースで8億3,288万7,000円となり、令和6年度決算の算定3.15%相当になっております。公共病院としての住民サービスは、法的負担、救急医療等の観点からの負担も考慮するが、一般会計の負担は大きいものと判断いたします。運営状況を踏まえて、実践的な観点から今後の経営を期待してお聞きしたいと思えます。

それでは質問の目的でございますが、湖西病院における経営改善等の施策をお聞きいたします。

それでは質問に移ります。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） まず初めに1番として、部門ごとの収益率、これは入院とか外来とか検診とかございしますが、この収益率を考慮して計算しているのか、また予算に対する、3条（収益的収支）並びに4条（資本的収支）分類では、実質収支が不明確なため活動収支、単月ですね、それから活動資金収支の試算はできているのかどうか、そこをお聞きしたいと思えます。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。病院事務長。

〔病院事務長 村越正代登壇〕

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

利益率の計算は、病院全体で行っており、部門ごとには行っておりません。一部、健診センターにおいては、簡易的に費用を分けて計上し、収支計算を行っております。

なお、入院及び外来収益については、診療科別に計算し、毎月院内で開催しております経営会議等の場で情報共有を図っております。

また、活動収支は、いわゆる損益計算書に当たるもので、発生主義に基づき事業活動の成果を明らかにすることを目的に作成するもの。一方、活動資金収支は、いわゆるキャッシュフロー計算書に当たるもので、現金主義をベースに資金、現金・預金の流れを明らかにすることを目的に作成するものと認識しております。これらは、決算時に作成するものであることから、月ごとの収益、費用及び収支につきましては、合計残高試算表に基づき経営会議等で情報共有を行っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 細かい点については、今日お聞きしたのは今の湖西病院の体質としてどんな状況かっていうのを、まず先決に聞きたかったものから単純な質問になっておるわけでございますけども、その中でも大事なことは各診療科での収益率が基で幾ら利益を上げて、要するに不利益っていうかマイナスな診療科があると、そこでみんな食われてしまうという状況ではないかなと思いますので、これはしっかり今後やはり精査していただきたいなとそうに思います。

また今、キャッシュフローでのお話がありましたけども、単月ごとに湖西病院の体質を知るには活動資金収支、要するに単月のどれだけ売上げがあってどれだけ経費がかかって、どれだけ収益が上がってるかっていうここをまず見ないと、今、公営企業の会計上、3条、4条分かれてるものですから、資金収支については、ごちゃ混ぜになったような感じで受け取られておるんじゃないかなと思いますので、ごちゃ混ぜって言うよりもそれが一緒になったような状況を把握することによって活動収支、要するにその月の体質と、またその月のどれだけ資金が流用されているかっていうことも、やっぱり一元的に考えていったほうがいいかなと思いますけども、どうですか。

○議長（神谷里枝） 病院事務長。

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

今、二橋議員からの御意見を頂戴いたしまして、今後、病院事業においても経営判断に本当に必要な

書類を鑑みながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） そうした動きが正しいかなと思っておりますので、今後は御努力を願いたいと思っております。次に行きますけど。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） 2番の質問ですね。予算に対する実績を単月ごとに共有できているかということで、予算と要するに実績がどう比較されて今の単月でどう動いてるかっていうことを見極めることが必要だと思いますけども、共有できてるかどうかお伺いします。

○議長（神谷里枝） 病院事務長。

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

先ほども申しました毎月開催しております院内の経営会議等におきまして、月単位の収益及び費用の実績値、また前年同月や前年前月の比較、加えて当月までの年度累計比較が分かる資料を作成し、院内で共有しております。

また、院内及び外来収益においても、月ごとの1日平均患者数や平均単価について、予算、目標値との比較を行い院内で共有を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） この予算に対する実績というのは、戦略的には一番大事ななことかと思っております。予算どおりにいってれば同じ結果が生まれるわけですが、予算どおりにいかない場合にどう対応していくかということもそこで検討しなきゃいけないかなと思います。今後そういうことを重視して、運営を図っていただければと思います。

3番目の質問に行きます。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） 診療科や病棟ごとの目標患者数との比較が単月ごとに共有されているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事務長でよろしいですか。

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

診療科別の患者数につきまして、先ほどから御答弁させていただいてます経営会議等の場において予算と実績の比較資料を提示し、院内で情報共有を図っております。病棟につきましては、現在2病棟稼働しておりますけれども、それぞれの病棟、複数の診療科で使用していることから、先ほどと同様に病棟別ではなく診療科での目標数を設定し、比較・情報共有を図っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） これからのことはこれから検討すればいいと思いますけれども、現状をちょっと把握をしたいと思って今日の質問に至ってるものですか、大きく言ってその経営をどう改善していくかということに対しては、今の現状どうなってるかということで、単純に毎月の状況を把握するだけじゃなくて、その把握の結果、何が問題でどういうことを対処していかなきゃいけないかということが大事なことであるものですか、共有というのはそこまではっきりできてるかどうかが問題点だなと思います。これから市長も経営会議等々で検討させていただきたいということなんですけれども、そこに行く前に、じゃあ今月こういう患者数の減少があったから、じゃあどうやってやるかっていうことは毎月毎月リアルタイムでやるためには、この経営会議ではちょっと難しいんじゃないかと思います。ですから、病院内でそういう検討ができるような対応を図るといことはどうですか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 二橋議員、御質問ありがとうございます。

まず、病院経営に対しましてでございますけれども、単月の数字を追っていくということは私はとても大事かと思えます。ただ、先ほど事務長から答弁がありましたとおり、今じゃあ何の数字を追ってるかということでございますけれども、診療科別の入院とあとは外来の数とあと収益で追っております。これなぜかという、例えば病院というのは部材、例えばガーゼですとか薬剤なんですけれども、共有で使っております。先ほど二橋議員がおっしゃるとおり単月

で収支まで本当は追えればいいんですけども、単月で収支まで追うと、そのガーゼを何枚単位でどの診療科が使ったとそこまで追わなければいけなくなってしまうんです。ちょっと箱箱ごとに管理するにしても、箱にコードをつけてどこが持っていったみたいなどころまで管理をしないといけなくなりますので、そこまで管理することは現実的ではないかなという判断で、やはり先ほど申し上げたように診療科別のところの数字をしっかりと追っていくということが大事かなと思っております。そして、その診療科別に見ていったところ、じゃあ例えば前年の月に比べて、ある例えば皮膚科がこの月だけはがつんと減っていると、そこに対して「じゃあ、これなぜ減ってるんだ」ということは、共有の必要があるかなと思っておりますけれども、そこに関しましては私も今経営会議、三者会でございますけれどもその会議でなぜここが減っているのかという話は、議論がされているところでございます。ただ、会議のやり方等々に関しましては、実は今私も三者会、経営会議に出させていただいて、抜本的な改善を図る準備を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 今、市長が言われるように期待はしておりますので、そこら辺の動きも見ながら今後こちらも考えていきたいなと思います。

ただ、単月というところとちょっとこれ誤差がありまして、診療報酬やっぱり2か月後に返ってくるものですか、この誤差で普通の民間企業のように売上げでどうだっということ是非常に難しいかなと思います。しかしながら、できる限りそこに近づけないと体質が分からないということは、自覚していただければと思います。

じゃあ4番の質問に入ります。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） この4番のほうは現場の問題なんですけれども、組織配員表、つまり管理職とか現場とか等々、あと事務職でございますけれども、ここら辺が適正であるかどうかということの判断をどのように行っているかお願いしたい。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

各部署の業務内容及び管理職と現場と、それぞれの役割や責任を明確にすることが必要であると考えております。加えて、各部署の業務量を把握することによって、余剰な人員が配置されていないかとか、それから業務量に対して適切な配置がなされているかというのを確認しております。

全ての部署において、現在の中での人員の配置は効率的で、しかも適正であるというように考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 今雑駁な、ざっとしたお答えなものですからあれなんですけど、次の5番の質問にちょっと絡めてお話しをさせていただきたいと思っております。

○議長（神谷里枝） 5番に移るということで、どうぞ。

○18番（二橋益良） お願いします。各部門の配員数、法的な配置もご置きますし、また必要人数の配置等々も考慮しながら、夜間もご置きます、そういうところでの配員数の根拠をどのようにしているか、お聞きしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

医療従事者の法的な配置数というのは、実は医療法によってもう定められております。これは令和7年度の基準で算定しますと、当院では医師が13名、看護師が33名、薬剤師が2名、栄養士または管理栄養士としては1名ということになっております。ただこれ、この医療法というのは昭和23年につくられたものなので、もう今の時代にどれだけ合ってるかはその辺は別ですけども、看護職員に関しては入院の基本料の施設基準を満たすための、直近令和7年8月に関して必要配置は、急性期の病棟がうちでは10対1なので1日当たりの配置の数が10人、それから地域包括ケア病棟が13対1なので1日当たりの配置数が9人となっております。また、夜間の看護配置は準夜帯、深夜帯ともに各病棟2名ずつの配置

が必要というふうになっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 基本的な配置基準は確かにそのとおりなんだけど、一番問題になるのは要するに必要人員、それが過去からずっと同じ必要な人員だと全然改善にならないものですから、本当にこの場所でどれだけが適正な人数であるかということは、どこかで基準をつくっていかないと、それに合わせてやっぱり配置を考えるということでございますので、適正人員の配置の基準をぜひ構築していただければと思いますけども、どうですか。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） ありがとうございます。お答えします。

診療報酬上のことも含めて、7対1、10対1、13対1といろいろ決まっている中で、その患者さんの数によってこれだけの人員にしなければいけないというのがもう決まっております。そこに合わせて、その基準を決めております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） そうした病棟での管理は確かにそのとおりなんだけど、あと各診療科の配置というのはどのように把握しているか。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

看護師が必要な部署と、それから今使われてはいますけれども看護補助者、それと医療事務の補助者がいます。私たちDクラークというふうに言ってますけども、その方々が使える部署があるのでその辺でうまく、実は人員が非常に足りないんですけどもその辺をうまくコーディネートして、うまく医師とそれからほかのスタッフと、患者さんにとっていい具合になるように配置を考えて行っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） あと細かいことは後の質問でまたお聞きしたいと思います。大事なことはやっぱり現場というのはどうしても人が足りないって

というのが先決というか最初にその言葉が出てきて、そういうことを言わせるよりも本来はどうしたらいいかと、どうしたらいいかというのはやっぱり現場で考えてもらう、それが一番だと思いますけども、逆に今度はそれを管理する管理側では、ちゃんと根拠がある人数を提示して、この人数でできるようにやってもらいたいという気持ちを込めて、管理者のほうはそういう根拠のあるものを出すべきだと思いますので、今後はそういうことも対応しながらお願いしたいと思います。

では6番の質問です。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） 毎月の勤務実績はどのように管理するかということなんですけども、今お答えにはなってると思いますけども、この毎月の勤務実績というのは本来からいうと、多いのか少ないのかそれは分かりません。ですから、先ほど言ったようにしっかりとした管理者側の根拠を示して、この人数が適正ですよというところで運営していかないと、さっきも言われたように現場というのは特に人が足りないどうのこうのっていうところから始まるものですから、そこら辺を抑制するためにもこの勤務実績をどのように管理してるかっていうことが一番大事なことだと思いますので、この勤務実績についてはちょっとお答えがあればお願いします。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

病院においては、二橋議員言われるように非常にいろんな職種もありますし、それから常勤、非常勤、夜勤、当直、それから医者の場合は1日何回も出入り入ったりとかっていうことも起こり得ます。もちろんナースもそうです。そういう意味で、1日に複数回の勤務など、本当に多様な雇用形態があると思います。勤務パターンによっても変わってくると思います。そういう意味での勤怠管理が非常に煩雑です。ただ、その中で今のところ本院としてはタイムカードによる出退勤の管理を実施しております。そのような状況であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） この経営管理の中で、ちょっと質問と関係があると思いますので病院管理者にお聞きしたいと思うんですけども、病院管理者としては今の就業体制を見て、妥当であるかどうかっていうところの判断をどのようにしてるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） 答えを言うと妥当にしていると言わざるを得ないところがあると思います。さらに、この働き方改革で特に医師の働き方改革が変わってきたっていうところもありますし、それから本当に一番初めにこれが出るのはいけないと思ってるんですけども、やっぱり人材が足りないっていうことです。これはナースだけの問題ではなくて、ほかの医師ももちろんそうですし薬剤師、これは全国的にどこでも言われてることなんですけども、病院で働く方々の人材が非常に少ない、病院で働きたいっていう方が少なくなっている。もちろん若い人が減ってるっていうのもあるんですけども、それも含めて先ほど言った働き方改革の上も含めて、非常に難しい問題だになっていうふうに感じております。以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） それにちなんで、この病院経営の中で人件費というのは非常に大きなウエートだと思います。管理者としてこの人件費に関して、この病院経営のためにはどういうふうを考えていけばというようなことがもしございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） ありがとうございます。非常にこれも難しい問題だと思います。簡単なのは、人件費をまず下げればもうちょっと利益率が上がるっていうのも考えられるんですけども、うちの場合は特に人事院勧告によるものとかも含めて、病院でどうにもできない部分もあるということがあると思います。それと、最終的にというか、人件費を下げてしまうと結局辞められる方、雇用の問題で今度はほかに移ってしまう人も出てくるっていう、いろんなそういう問題も起こってくるって感じてま

すので、やっぱり適正な人件費が必要だと思いき、無駄にどうのということはもちろん考えておりませんが、その辺を考慮しながら人件費に関しては考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） そこに特化すると、結局はそこに従事する人たちの意識の問題だと思うんですよ。ですから、一般的には100%の人たちが120%を出していただければ人員削減は十分できると思います。逆に、80%しか発揮できない方が大勢だと、逆に言ったら人数も多くなってしまったり、ここはやっぱり企業努力として、その職員さんに本当に120%は言わなくても100%以上の力を出していただくような努力をしていただければと思いますので、それも鑑みてこれからも対応していただければと思います。

もう一つそれにちなんで、7番の質問に移りたいと思います。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） 毎月ごとの余剰人員、余剰人員はないっておっしゃってるんですけども、細かく言うと余剰人員というのは当然どこも出ます。別にロスとかそういうことで言っておるわけじゃありませんが、この余剰人員を要するに根拠として余剰人員だと言えるような体制があるかどうか。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

特に看護師の人数に関してですが、入院料の施設基準の中で看護配置数というのがもう決まっております。直近1年間の1日平均患者数を基に、看護職員の実際の総勤務時間数を換算して計算されます。そのために、一時的に看護職員数が基準を超える配置になることがあります。しかし、例えば緊急入院や臨時で入院する患者さんが来ました。入院患者数が増えると、その場で一気に不足に転じるという可能性が出てきます。余剰人数として、そういう意味では明確にすることができないのが現実です。

なお、毎月の経営会議等の資料で、各病棟の入院料の配置基準に対してその月の配置の実績、何対何だったのか、10対1だったのか7対1だったのか6

対1だったのか、何対1ってそういうのを全て計算して示して、院内で情報共有を図っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 確かにそのとおりなんですけども、余剰というよりも管理者側が、この数値が一応湖西病院としての数値ですよというものを提示しない限り、余剰だかどうか分からないということもございまして、やはりこの配員というのは一番、配員計算というのは一番大事なことじゃあないかと思っております。

要するに、非常勤とかパートの方もございまして、このローテーションを組むのは非常に難しく、ただどもそこを努力することがちりも積もればかなりの額になるとこういうことございまして、そこを怠らないように今後も検討していただきたいと思います。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷里枝） すみません二橋議員、ここで暫時休憩といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○18番（二橋益良） はい。

○議長（神谷里枝） では暫時休憩といたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○18番（二橋益良） 次に8番目の質問ですけども、ここからはちょっと政策的な話になると思いますので、設備あるいは医療機器の更新検討はいつものような体制でどのように行っているかを、お聞きしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事務長。

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

設備や医療機器について、更新を適切に計画及び実施していくことは、医療機関の運営において極めて重要なことと認識しております。

工程といたしましては、まず各部署から要望書の

提出を求めています。要望書において現在使用している設備や医療機器の状態、機器の老朽化具合や故障の頻度、更新の理由などを確認し、その後、各部署とヒアリングを行っております。

ヒアリングでは4つの視点として、1つ目が投資額に対する収益割合の向上、2点目は医療の質の向上、3点目は生産性の向上、4点目は精度、安全性の向上といった項目を基に、設備や医療機器に求められる性能や機能、保証などを選定基準として評価を行っております。最終的には、院内の医療機器購入選定委員会にて更新を決定し、次年度の予算に計上しております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） まさにそのとおりで、医療機器の更新、特に更新についてはやはりそうした観点から考慮して、どういう選択をするかっていうことが大事なことだと思いますけども、医療機器というのは壊れました、明日から診療できませんというわけにいかないものですから、事前にやらなきゃいけないっていう、ちょっともったいないかも分からないけれども、でもこの時期ですよというそういう基準を持っていきなきゃいけないと思いますので、そこら辺をしっかりとした基準を持って、やはり検討過程が大事なことだということをお聞きいただければと思います。

じゃあ、一番最後の質問に行きます。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○18番（二橋益良） 9番目の質問でございますけども、ここが一番大事なとこかなと思います。湖西病院の必要性を市民に理解していただくために、どのような施策を行っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

湖西病院の役割やこの地域医療の現状とか課題などをテーマに、市民講演会などを通じて湖西病院の現状や、これからの湖西病院が目指す方向性について積極的に情報を提供することを行っております。丁寧に市民の皆さんに説明していくことが不可欠だ

と考えております。

例えば、今年の7月5日ですけども自治会の連合会の方々、湖西病院の現状とこれからの湖西病院について現院長の加藤院長が説明に参りまして、これからのそういう活動を積極的に行って、考えていきたいと思っております。市とも十分な協議を行いながら、この地域に必要な医療をどのように提供していくかというのが、例えば救急搬送の件数とか外来や入院の状況などを分かりやすい形で、市民への情報公開していくように今もやっておりますが、さらにどういうふうにしていったらいいかを検討している状況でございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 二橋議員。

○18番（二橋益良） 市民にとって必要性だということが理解できないと、ただ、今言ったように繰出金の話に行ってしまうということでございますので、ぜひ湖西病院としての必要性をしっかりと地域住民にアピールしていくということであると思っておりますけども、ただ経営するためには決してボランティアじゃあございませんので、やっぱりちゃんとした収益を上げていかないと、それも市民の負担になってしまうとこういうことでございます。ですから、湖西病院の必要性をいかに市民に知らしめるかということに、終始そこを基本に考えていっていただきたいなと思います。

ですから、例えばの話でなぜ湖西病院の総合病院というのはあり得るかということ、基本は入院なんですよね、入院患者がそこで安心して頼れる病院。しかしながら、診療がないと入院にまでいかない。ですから、しっかりとした信頼される診療科にしなきゃいけないんですけども、これについてはそういう面で総花的に行って、ここは赤字だけでもこの診療科も必要だよっていうところに行ってしまうと、決して病院経営の改善にはならないと思います。苦肉の策でも身を切る話も当然出てくる、そうしたことを踏まえて運営していきなきゃいけないし、特に診療科のそういう面の弱点は、入院患者の診察もしなければいけないということで、特に土曜日は休みだし、平日は半日だし、ここがすごく弱点なんで

すよね。各診療所なんていうと、大体木曜日あたりが先生たちの研修の場として提供されてるんですけども、木曜日あたりが休みのところが多くて、あとは午前・午後で診療を行っていると、あるいは夜間でも診療を行っている。そこへ持ってきて土曜日は午前中診療を行うもんですから、地域の住民としては一番手っ取り早い、利用するための環境にあるかなと思いますので、ここはやはり総合病院の一番の効率化は入院患者を増やすとそこに尽きると思います。ですから、これからどうしたら入院患者が増え、あるいは信頼される湖西病院になるかということを検討していただければと思いますけど、何か思いがありましたら。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） ありがとうございます。本当に二橋議員の言うとおりで、私が院長だったときにも入院の収益を上げましょうということ、診療部の先生方には常に言っておりました。やはり病院ですので、開業医の先生方と違って外来だけやってるわけではない、入院の患者さんがいますので、午後にその人たちに時間を取ってという意味で午後ができない科ももちろん中にはありますし、そういう意味では御理解をいただかなければいけないところがたくさんあると思いますが、そんな中で今とっても大事に考えてるところが連携です。浜松医療センターとの連携もありますし、浜名病院さんとの連携ももちろんあります。救急とのそういう連携があるんですが、ここで処置ができない、手術ができない患者さんも、例えば医療センターさんをお願いして手術ができました。その後、医療センターさんでなくてうちに戻ってきてある程度の期間しっかり入院して、在宅に戻るための期間うちで入院して診させてもらう、そういう意味での連携をうまくやっていくことによって、それぞれの病院の役割がしっかりとできるような状況になってる。今の時代はそうやって分けていかないと、前も私、議員の皆様と言ったかもしれませんが、浜松医大だとか浜松医療センターのような、その病院が小っちゃくなったような病院がここにあっても、結局はうまく稼働していかないんです。役割分担をして、それで入院を増

やしていくということは大事なことかなというのは考えております。

以上です。

○18番（二橋益良） 確かにそのとおりで、総合病院の役割はやっぱり入院、だけど湖西病院の本当の役割としてはもう一つ高度医療を目指すのではなく、この地域の連携、要するに湖西市民がいかにここで安心して暮らせるかというのは、福祉施設とかそれに準じたところとの連携がやはり一番大事なかと、そしてもう一つは診療所から湖西病院へ入院患者で来ていただくと、この連携をまさにこれから構築しなくてはいけないなと思いますので、そういう思いを持って期待をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ありがとうございました、質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で、18番 二橋益良議員の一般質問を終わります。

---

次に、8番 三上 元議員の発言を許します。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 三上 元でございます。一般質問をさせていただきます。

質問しようとする背景というところをいつも私は詳しく述べているわけですが、今回も背景のところ、時間を割きたいと思います。私がなぜこの問題に強い関心があるのかを知ってほしいからでございます。

私は日本の多くの人は、気分転換が苦手ではないかと思っています。そのために、30年間給料が上がらないということが起きてしまった新しい時代、情報産業がどれだけ大きくなっていくかについての見誤った点があるのではないかというふうに考えております。気分転換しないと新しい情報、新しいショックが生まれません。そのため、リフレッシュという問題について、私は最初に入った会社からずっと関心がありました。肉体の疲れは、風呂に入り汗を流し酒を飲んで食べて寝れば取れると言われていましてお医者さんがおりますけれども、肉体の疲れはそうなのかなと、自分が80年間生きてきた実感として分かります。ただ、肉体の疲れでない問題、精神的

リフレッシュはアルコール、ギャンブル、別世界体験、そして涙の出るほどの感動に遭遇したときとある先輩が教えてくれました。私は、涙の出るほど感動に遭遇したという話を聞いたときに、これは求めてなるものではなくて、偶然だからこれは神様が導いてくれて、そのときひらめいたということではないから予定どおりはいかないんです。けれども、気分転換の中で別世界体験というのは長期連休を取ることによって可能でございます。

豊田佐吉も、会社の中で路線の対決をして自分の意見が通らないときに、やはり旅をして再びやる気になって帰国してまいりました。30年ほど前、私が50歳ぐらいのとき、インド洋のモルディブに1週間の旅をしたとき、モルディブのホテルのスタッフが言いました。なぜか日本人は1週間で帰る、イタリア人はなぜか2週間、ドイツ人は3週間の人が多いと聞きました。実感を述べてくれたわけでございます。私は、この湖西市で生まれて初めて東京に行ったとき、その活気に圧倒されました。カルチャーショックを受けました。市長のときモンゴルに行きました。モンゴルの国道1号線を西へまっしぐらに走りましたが、国道1号というから最も重要な道路だというふうに通訳も言っておりました。その道が穴だらけであります。これにはなぜなのかが分からなくて聞きました。簡単なことだと、予算がないんだと、なるほどと。お金のない国というのはこういうことなのかな、これもカルチャーショックでございました。

最初の勤務先であります西友というスーパーに、急成長のまさに真ただ中に受験をして、ラッキーにも合格いたしました。そのときから、私はやっぱりみんな休むべきだと、週1の時代でございますが1週間の休みを取ろうという運動を、そのときは労働組合の役員をやっておりました。みんなに呼びかけて、有給休暇が余ってばかりじゃあないかと、有給休暇を使って1週間の休みを取ろうという運動もしたことがございます。

20年前、私が湖西市に市長として仕事を始めて間もなく、職員が長期休暇をまるで取らないことに気づき、9日連休を取ろうと、そのためには部長が率

先して取ってほしいと、私も取ると言ったわけでございますが、9日連休を取ったのは私と1人の部長だけでございました。小売業界のクレジットの丸井は50年ほど前から9日連休を年間2回取るという形で社員を半分に分けて、前期・後期と分けて年に2回連休を取ろうということを既に始めていたわけでございます。連休の取り方は、製造業のほうがうまくいっているようです。お盆に1週間休んでしまうとか、正月も1週間以上休んでしまうということが可能ですから、ゴールデンウィークもずらして可能でございます。ところが、湖西市の職員がとにかく取らないことにびっくりしたわけです。

そこで質問の目的であります。日本人も欧米並みに3週間の連休をいつかは取る時代が来ると思いますが、まだまだ多くの方は9日連休すら取っておりません。湖西市で働く職員もまず9日連休を取るようになってほしいと考えています。月火水木金と5日間休めば、前に土日後ろに土日ですから9日連休を取ることは簡単です。これは意思の問題だというふうには私は思っています。湖西市職員のうち消防職員と病院の職員は、ちょっと特殊な勤務なので今回の質問は、市長部局と教育委員会の現状と今後の取組や方針について確認をしたいと思って質問します。

日本の長時間労働、そして生産性が低いと言われていた先進国と言われる中の一角にあって、その先進国の中でびりに近いような状況を脱却するのは、私はここにあると感じているからでございます。

そして最初の質問です。市長部局の職員で、昨年1年間に9日連休を取った職員は何人、何%おりましたでしょうか。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 太田英明登壇〕

○総務部長（太田英明） お答えします。

令和6年度におきましては、9日以上連休を取得した市長部局の職員は4人でございます。1.3%でございました。部署としましては環境部、健康福祉部、都市整備部であり、管理職の取得は1人でございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 関連でございますが、それは去年の特殊な状況なのか、去年は大体例年と同じ状況なのかをお伺いします。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） お答えをします。

9連休という連続の方は、例年と変わらなくあまり数はないですが、この後にも申すように9日までの連休ではなくて、ある程度の6日間の連休であるとかというのは年度で段階的に増えているというところがございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 9日連休はあまり変わっていないと、例年変わっていないけれども6日程度の連休は少しずつ増えていると、こういうふうに今解釈いたしました。その程度の変化で十分だというふうに総務部長としてはお考えでしょうか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） すいません、ちょっと6日間というのが、平均の連続の休暇というのが調べておりません、ここ数年の9日間連休というのはあまり変わりはないということでございます。年次休暇、有給休暇のことについて、先ほど取得率っていうのが増えてきたよということを説明したかったので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

総務部長としては、私のほうもいろいろ今回の一般質問いただきまして職員の方とも少し話しましたが、長期連休というよりも今の少しずつというか少ない日数というか、長期よりも少しずつ休みたいよというような職員も多く見られます。業務の影響とか私生活の都合からというようなところがございました。そのため、一律に長期休暇ということを目指すのではなくて、柔軟な取得のほうを支援していきたいなというふうに考えております。ただ夏季休暇もありますので、5日間連続して取っていただきたいというところでもありますので、そういったところも勧めながら長期の休暇というところも視野に入れながらやっていきたいなと思います。

ちなみに私も、全然9日間の連続休暇というのは

取ったことがありませんで、職員に促す場合は率先して取っていきなというふうに思いますが、戻ってきたら席がなくなったとか、仕事に出てきなかなか来たくないとかそういったこともあるので、そういったところも実践しながらよい手本になれるように考えたいと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 今答弁の修正がありました。6日程度の連休が増えているというのではなくて、有給休暇の取得率は上がっているよと、こういうふうに修正をしたとこういうことですね。そして、総務部長としては一度も、職員になってから9日連休を取ったことはない、何%の人が取りたいけど取れないのかその辺は分かりませんが、多くの方は湖西市の職員に限りますと長期連休を望む人はあまり多くないと、ばらばら休めばいいと思ってる人が圧倒的に多いんだという実感ですか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） 今回、職員の方にもいろいろ聞いたところ、長期というよりも少ない数で取りたいよという方の意見が多かったということです。そういうふうに感じております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 私は少数派なのかもしれませんが、欧米でいくと多数派なんです。日本では少数派なのかもしれませんが、細かい休みでばらばらしか取らないということは、大きな気分転換ができないんですね。静岡県から出るだけでも別世界体験が可能ではございますが、やっぱり海外旅行をするぐらいのショックぐらいがないと大きな気分転換ができない、それが僕はこの30年間の日本の低迷の一つにあるのではないかなと思うから長期連休を取ってほしい、別世界体験をしてほしいんだという、20歳代の頃から僕にはそういう希望があったんですが、もし湖西市の職員の多くはそういう長期連休を取って機運転換を図りたいと思わないという状況があるならば、ひょっとすると日本全国的にもそういうことが言えるのかもしれないんですが、そ

うなると僕の仮説としては、日本はこの30年間の低迷、30年間賃金が上がらない日本という状況から脱却できないんじゃないかというふうな気がありますが、その辺は全然将来的な不安はございませんか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 三上議員、御質問ありがとうございます。

まず、休暇の取り方については、やはり先ほど総務部長が申し上げたとおり若い職員に私も聞いてみたんですけども、短期の休みを細切れに欲しいという方がやはり多いという印象です。じゃあ長期休みを取るのと日本の発展みたいな、大分壮大な御質問をいただきましたけども、もちろん海外に出ているいろんなものを見て気分を変える、いろんな知見を知ることとはとても大事でございますが、ただやはり休暇というのは先ほど三上議員もおっしゃったようにリフレッシュというのが主な目的になってくるかと思えます。私も三上議員と同じく、海外への旅行というのはとても興味深いものでございまして、県会議員になってからは難しくなりましたが、民間の遠州鉄道にいた時代は必ず1年に1回は、結構会社もぜひ行ってきてということで後押しがあったものですから1年に1回は海外に行かせていただきました。やはり知見が広がるという思いもありました。ただ、三上議員ですとか私とかが海外に行くと、いろんな刺激を受けてリフレッシュもできると思うんですけども、リフレッシュの仕方というのはやはり人それぞれでございまして、私の友人も大変著名な人間もいるんですけども、リフレッシュは1日家に引き籠もってゲームをやり続けるのが何よりもリフレッシュだということで、ただ平日のパフォーマンスはすごいものがありまして、やはりそれは個々によるものかなと思いますので、なかなか長期で休みを取るのがよしという固定観念を強制するというのはなかなか今の時代には合っていないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 強制をするものでないということだけは私も分かっております。ただ気分転換、

リフレッシュという概念の中で別世界体験っていうことは、ディズニーランドもそうなんです。ユニバーサルスタジオも1日、2日だけかもしれないけど別世界の体験ができます。近くにある別世界を見ることによるいわゆるリフレッシュがありますが、やはり今の時代だとかなり世界が狭くなってきました、簡単に行けるという時代だと。やっぱり孫たちに言ってるのは、先進国と後進国と両方見ないと世界が分からない。本当は、平和な国と戦争やってる国と両方行かなきゃあいけないって言いたいけど、戦争してるところに行けなんて言えませんからそれはちょっと言えないんだけど、とにかく世界を両面から見ないと全体が分からないと、全体の流れる方向が分からないという意味で、市長は海外旅行をしたとお伺いしましたが、やはり私も前の職場に、船井総研のときには毎年1回海外に行っていたことを思い出します。やはり、できることならば職員にもそんな形の間を取ったほうが、いわゆる発想の転換があっという間ということをお勧めしていただきたいなということ、管理職の皆様をお願いして次の質問に移りたいと思います。

次は教育委員会の職員でございますが、昨年1年間で9日連休を取った職員は何人、何%おりましたでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

教育委員会の職員では23人、17.8%でした。部署といたしましては小学校、中学校、幼稚園であり、管理職の取得は1人でした。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 市長部局に比べて、1.3%対17%ですから、パーセントでいくと比率でいくと…ぐらいの比率を取ってるのは、市長部局と教育委員会の違いは夏休みがあるからというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 議員お見込みのとおりで、長期の休みがあっても職員も休みやすいということがあるかと思えます。



かと2人が分かるよという状況にいつもしておけば、病気になったときも困らないし、長期連休のときには代わりがいるんだということになるから、長期連休取りやすい、長期連休を取らなくていいと思ってる人が99%とは思えないんです。1.3%しか長期連休取ってないというのは、やはり仕事上取りにくい仕事のやり方になっている、チームで仕事をするあるいは交代要員がいつでもいるよという、この仕事は2人が分かっているという状況になれば、取りたいという人が増えてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） 議員おっしゃるとおり、今仕事の面でもチームということでジョブローテーションも当然やりながら、その方が専門性で休まれても、そこそこは業務のほうで賄えるようなそんな体制っていうことを、それぞれの所管のほうでお願いをしているところです。

私も勤めておりまして、ここ最近はそのような環境というところでは大分変わってきて、休みにくいかとかそういった環境みたいなものは大分なくなってきたのかなと思います。ただ、業務のほうで議員がおっしゃるように1人の方に偏るといような、そういったところをまた改め直してできるような環境をつくっていききたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 休みを取ることが、どうも雰囲気としてよくないよという雰囲気はなくなっているというふうに承りましたので、それは大変いいことかなと思います。どうぞ休んでください、そのために職場の仕組みもこうしますよというふうに、積極的になっていただきたいことをお願いいたします。

教育委員会としては同じようなものですか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 市長部局と同様の考えを持っています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 了解しました。ぜひ、この仕事は私にしかできない、こういう仕組みを変えて複数の人間がいつでも代われるよという仕組みになれば、病気もゆっくり休めるし、長期連休も取れると思いますのでぜひ推進していただきたいと思います。

4番目の質問です。市長部局における長期連休の取得について、やはり1.3%しかということに関しては、私はもっと休みたい人がいるけれども休めないのではないかと考えておりますが、推進の計画があったらお伺いしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 総務部長。

○総務部長（太田英明） お答えをします。

推進計画というものはありませんけれども、先ほど教育次長のほうも答弁がありましたように、年に5日取得可能な夏季休暇というものを、連続をして取得できるよう、今業務の進捗管理を所属長のほうにも指示をしているところでございます。引き続き、周知徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほど少し話んですが、年次有給休暇については、近年、平均取得日数が令和4年度が10日だったものが令和5年度では12.1日、令和6年度は13.7日と増加傾向にありますので、こういったところも職員の適正配置等により、さらにまた取得をしやすいような環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 有給休暇の取得が10日、12日、13日と増えているということをお伺いしました。これは日本全体も少しずつ改善されておりますが、ぜひその方向にはもっと進むことを期待しております。

5問目の質問です。教育委員会における長期連休については、推進をするという考え方はございますか。

○議長（神谷里枝） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

教育委員会といたしましても、市長部局と同様に連続休暇が取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 冒頭に申し上げましたように、日本人全体が気分転換が下手なのかなというふうに思い、労働生産性が低いのは別世界体験をして刺激がないからなんじゃあないかという考え方を、僕はずっと持っておりますので、今、両部局とも推進計画というほどのものはないんだというふうにおっしゃってました。ぜひ、私の希望としては長期連休を取るということがすばらしいことなんだということ、推進していただきたいなということを希望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で、8番 三上 元議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時とさせていただきます。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開します。

休憩中に、当局から菅沼議員の答弁に対しまして補足説明したいとの申出がございましたので、これを許可いたします。では総務部長、登壇をして答弁をお願いいたします。

〔総務部長 太田英明登壇〕

○総務部長（太田英明） 先ほどの菅沼議員に対して答弁のほうを、少し言葉足らずで分かりにくかったところがありますものですから、ここで訂正をさせていただきますと思います。

農地として活用した場合、その土地が内容的に土地が接道を確認しておって、将来的に再構築が可能であるようなそんな土地であるというようなことを考えておまして、その場合、宅地可能な要件が残っている限りは、宅地としての利用が可能と判断されて、宅地並みの課税が適用されますよというような答弁だったものですが、後々、お話をさせていただいて、登記自体を農地のほうに替えるというような場合ということだったものですから、それについ

ては農地並みの課税というふうになりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員、いかがでしょうか。

○10番（菅沼 淳） よく分かりました、ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） では、次に2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（神谷里枝） それでは、2番 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 2番 参政党山本晃子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、議長の許可をいただきまして、参考資料を配付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

では主題1です。湖西市におけるケアマネジャーの在り方についてです。

質問しようとする背景や経緯です。在宅介護を支えるケアマネジャー（介護支援専門員）は、地域包括ケアの要として極めて重要な存在です。しかし近年、その役割は拡大し続け、業務量や責任の重さが増す一方で、成り手不足や離職が深刻化しています。

昨年4月26日の中日新聞では、「深刻化するケアマネ不足、職員高齢化、成り手減少、このままではサービスを受けられないケアマネ難民が増える」と大きく報道され、その後も全国的に問題が取り上げられています。

この背景の一因として、シャドウワークと呼ばれる本来の業務範囲を超えた対応が日常化している現状があります。参考資料1を御覧ください。厚生労働省が令和6年6月24日に公表したケアマネジメントの在り方については、全国調査の結果として資料のように示されました。行政手続の代行支援68%、サービス外の電話対応や時間外相談67.2%、代読・代筆53.4%、入院・通院時の付添いや送迎68%などなどです。これらは本来業務ではないにもかかわらず、多くのケアマネジャーが対応しており、精神的・肉体的負担を増大させています。この状況が続

けば、ケアマネジャーの疲弊や離職がさらに進み、サービス提供に支障が生じる可能性があります。

質問の目的です。湖西市の高齢者介護を持続可能なものとするためには、ケアマネジャーのシャドウワークの現状を含む業務実態を正確に把握し、早急に改善策を講じる必要があるために質問させていただきます。

では、質問事項に入ります。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○2番（山本晃子） 1です。ケアマネジャーの業務内容が年々複雑化・多様化している現状について、湖西市としてどのように認識されているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

ケアマネジャーは、介護サービス計画の作成をはじめとする本来の業務に加え、入退院時の調整や生活困窮者への対応、時間外の相談対応など在宅介護を支える上で極めて重要な役割を果たしています。

最近では、独居高齢者や認知症高齢者の増加、家族形態の変化などにより地域の支援ニーズがケアマネジャーに集中しており、その業務は多岐にわたり複雑化していると認識しております。

このような状況は、ケアマネジャーの過重の負担や離職につながり、人材の確保や介護サービスの安定的な提供にも悪影響を及ぼすおそれがあると考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 市も危機感をお持ちだということは分かりました。であるならば、ぜひ改善の努力をお願いしたいと思います。

では、2番に入らせていただきます。湖西市のケアマネジャーのシャドウワークの実態を把握されていますでしょうか。また、湖西市のケアマネジャーが減っているという現状はありませんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

現在、湖西市内におけるケアマネジャーのシャドウワークに関して、具体的なデータとしての把握はできておりません。しかしながら、ケアマネジャーの業務負担が増加し、シャドウワークが問題視されているという声は関係者から伺っております。

ケアマネジャーの状況につきましては、地域包括支援センターにおいては、令和7年3月に主任ケアマネジャーの1名が欠員となっていました。6月には新たに配置され、現在は欠員が解消されている状況でございます。

また、市内にある10か所の居宅介護支援事業所におきましては、令和4年度末時点から現在までに15名の増員があった一方で21名の減少があり、その結果、この2年半でケアマネジャーが6名減少しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 6名が減少しているということですが、退職理由は把握されていらっしゃるのでしょうか。把握されているとしたら、理由をお聞かせいただきたいです。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

退職理由につきましては、個々にケアマネジャーから聞き取りをしておりますので、正確な理由というものは把握しておりません。ただ、周囲の方や関係者からの情報から推測いたしますと、家庭の御事情、親御さんの介護ですとか、あと年齢的に体力の限界が来ているとか、あと業務に対して精神的な負担ですとか苦痛などを感じて、退職をされているのではないかと推測をしております。さらには、業務に対する業務の質と業務の量に対する報酬も十分ではないというのも、一つの理由かなというふうに推測をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。推測の範囲ということですが、ケアマネジャーさんの心情等が浮き彫りになっているかなと思います。

ここで、私の元に届いています湖西市内のケアマ

ネジャーさんの皆さんが、本来の業務ではないと思いつつも行っているというシャドウワークを御紹介させていただきたいと思つています。

介護者の入院先やショートステイ先の事業所から、緊急連絡先として記載を求められ、実際に連絡が入り退院時に付き添ったり、ショートステイ中に体調不良や帯状疱疹の疑いがあるからと連絡があり、受診に付き添ったりすることがある。救急車への同乗を求められ同乗する。独り暮らしの方へ介護サービス以外の様々な対応、例えば認知症でかかりつけ医から本人の言っていることは分からないから、付き添ってほしいと言われ受診介護をする。銀行から連絡が入り、通帳と印鑑を持ってきているが登録の印鑑と違うことを説明しても分かってもらえず、営業妨害になっていると連絡があり、銀行まで迎えにいった一緒に印鑑を探すなどの対応をした。公共機関への電話の代行。身寄りのない独り暮らしの方や家族が遠方にいる利用者から何でも頼られてしまう。また、不安で訪問してほしいと依頼が入り、訪問回数が増え、異常なほどの回数の安否確認につながる。入院の際の入院準備を求められる。麻痺があり、下肢に装具を使用している方から、装具が劣化した際には病院へ連絡すべきところケアマネジャーに連絡が入る。そのために、なぜケアマネジャーに連絡が入るのか不思議に思い理由を聞くと、訪問看護師さんがケアマネジャーに伝えるようにと言っていた。徘徊や道路で倒れていたなど保護された場合、家族が迎えにいけないという理由で警察から対応の要請の電話が入る。こういったことが実際に行われています。非常に多岐にわたり、大変な負担だということがお分かりいただけるかと思つています。

市内におけるケアマネジャーのシャドウワークの実態について、先ほど具体的なデータとしては把握されていないということでしたが、今御紹介したような湖西市のシャドウワークの状況についてどのように感じになられたか、改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

今議員からケアマネジャーのシャドウワークにつ

いて御紹介をいただきました。正直言いますと、そこまで多岐にわたる、広範囲にわたる業務をされてるんだなということに改めて驚きを感じたところでございます。家族並みといいますか家族以上の支援をされているのは、ケアマネジャーさんなんだなということに改めて感じたところでございます。

この状態がやはり続きますと、やはりケアマネジャーの離職につながるということに改めて感じましたので、市としてまた何かできることがないかということは検討していきたいというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。家族以上の対応してくださっている、非常に大変なお仕事だということをお理解いただけてよかったなと思つていますので、今部長が御答弁されたように、ぜひ改善策を探っていただければと思つています。よろしくお伺いいたします。

私自身も、今までの市の認識と実際の現場感覚にはかなりの差があったのではないかと感じていますので、できましたら今御紹介したことだけでなく、1週間ぐらい実際に現場を御覧いただけると、市と現場のずれとか溝が解消できるのではないかなと感じていますので、その辺りももしお伺いできるようでしたら御検討いただければと思つています。

では質問、次の3番に移らせてください。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○2番（山本晃子） 厚生労働省のケアマネジメントの課題と向き合う検討会中間報告（令和6年12月12日）では、ケアマネジャーの業務を以下4つに分類しています。

1、法定業務。2、保険外サービスとして対応し得る業務。3、他機関につなぐべき業務。4、対応困難な業務。これらに関して、市町村が主体となって関係者と協議し、業務範囲の明確化と周知を進める必要があるとされています。湖西市としての認識と今後の対応方針をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

厚生労働省が示したケアマネジャーの業務範囲の

整理は、現場の負担軽減や業務の適正化に向けて重要な視点であり、本市としましてもその意義を十分に認識しております。

一方で、地域における介護・福祉サービスなどの社会資源には限りがあり、必要な支援につながりにくい場合には、ケアマネジャーが本来の業務以外にも対応せざるを得ないという現実もございます。

こうした課題に対応するため、本市では地域包括支援センターの全体会議などを通じて、関係機関との連携を強化し、必要な支援を他機関につなげる体制を構築し、ケアマネジャーが過度な負担を負わないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） そうですね、ありがとうございます。負担軽減に向けて切にお願いしたいと思えます。

そして、今御答弁いただきましたように、様々な会議が行われていることは私も伺っております。ただ、残念なことに私のところに聞こえてきているのは、議事録が共有されず、要望を出してもその場では回答ができないので持ち帰りますと言われ、回答が示されないことが多々あり、期待する結果が得られていないという声がケアマネジャーの方々より私の元に届いております。この現状は御存じでしょうか。また、部長御自身はこれらの会議に出席されたことはありますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

今の御指摘につきましては、正直申し上げまして把握しておりませんでしたので、その指摘につきましては真摯に受け止めていきたいと思っております。

また、私がそういった会議に出席したことがあるのかどうかという問いにつきましては、私はその会議に出席したことはございません。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 把握されていなかったということで、今回、私のほうからお伝えできてよかったなどと思っております。ぜひ、真摯に受け止めていた

できればと思いますし、本当に部長御自身も大変お忙しいことは私自身も存じておりますが、現状を知っていただいた上で、改善すべき点を把握していただきたいと思うので、また御要望にもありましたように、質問には責任を持って御回答いただきたいことは非常に重要なことだと思いますので、ぜひ部長をはじめ役職者の皆様にも会議に御出席いただきたいと思っておりますが、今後そういった御予定はお願いできますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後につきましては必要に応じて役職、私も含めましてそういった会議に参加をして、ケアマネジャーの皆様の生の声というものをちょっとお聞かせいただいで、今後の施策について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） どうもありがとうございます。ぜひ、生の声を聞いていただいで御対応いただければと思います。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。期待しております。

では、続いて4番に移ります。参考資料を御覧ください。横浜市では、参考資料2、3にあるようなケアマネジャーの業務範囲を市民に分かりやすく伝えるリーフレットを作成しています。また、静岡市ケアネット協会では、「ケアマネのトリセツ」、取説参考資料4、5のようなものを作成しています。非常に分かりやすいリーフレットだと私は思っておりますし、評判もいようです。湖西市でも同様の取組を行っていただくお考えはありますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

横浜市や大和市のように、市民向けに業務範囲を分かりやすく示す取組は、ケアマネジャーの業務に対する理解促進に有効な方法であると認識しております。本市におきましても先行事例、先進事例を参考としつつ、市民や関係者に対してケアマネジャーの業務範囲を周知する方法について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 今検討というお言葉をいただきました。ちょっと失礼な言い方かもしれないんですが、私が議員になって2年4か月の間、検討という御答弁の場合、あまり期待ができないというケースが多くありましたので、今の御答弁は残念かなと思っております。私としては、横浜市さんや大和市さんなどが作成されているリーフレットは、市の職員さんにも利用者さんにも、ケアマネジャーの業務範囲を周知するに当たり非常に有効な手段だと考えています。

先ほど問いの2番で御答弁いただいたように、ケアマネジャーの離職の現状と高齢化の状況を考えましたら、早急に策を講じていただく必要があると私は思っております。そこで改めてお伺いいたしますが、今おっしゃった御検討は前向きな御検討とってよろしいでしょうか、確認させていただきます。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

前向きな検討というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 大いに期待しております。よろしくお伺いいたします。ぜひ、スピード感を持った御対応をお願いしたいと思います。

では問5に移らせていただきます。今からの質問は、昨日の佐原議員からも同様の御提案がなされて御答弁いただいておりますが、大変重要なことですので重複する部分もございしますが私からも質問させていただきたいと思っております。

参考資料6を御覧ください。現在、総合事業内容の変更に伴い、利用者への説明をこの参考資料1枚の資料のみを用いてケアマネジャーさんが担っていますが、利用者の動揺とケアマネジャーへの心理的負担が非常に大きいと伺っております。このような事業内容が変更になるような場合、市からの公式文書による周知を先行させ、その後にケアマネジャーが補足説明を行う形にすれば利用者にも分かりやすく、ケアマネジャーの負担も軽減され、お互いにと

ってスムーズだと思うのですがお考えをお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

本市では、総合事業におけるサービス利用時、ケアマネジャーが利用者やその御家族に対して制度やサービス内容の説明を行い、適切な支援につなげています。ケアマネジャーによる丁寧な説明は、利用者が安心してサービスを利用するために欠かせない役割を果たしていると思っております。

今回の総合事業の変更に関しては、ケアマネジャーに各利用者の状況の把握、説明をお願いしておりましたが、現場で混乱や心理的負担が生じているという声も承知しております。

現在、令和9年度からの総合事業について新たな制度設計を進めていますが、今後の制度変更に際しましては、ケアマネジャーの負担軽減を最優先に考慮しまして、制度内容を公式文書により市から直接周知する方法を検討してまいりたいと思っております。これによりまして、ケアマネジャーが説明する前に、市が総合事業の内容をしっかりと市民に伝えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

湖西市の目指す姿、安気に暮らす住まいを実現するためには、ケアマネジャーの存在は欠かせません。ケアマネジャーの皆さんの優しさと責任感に頼って、持続可能ということは不可能だと思います。今後はしっかりとコミュニケーションを取っていただき、ケアマネジャーさんの皆さんに寄り添っていただきたいということを重々お伺いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

では、主題2に。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○2番（山本晃子） 主題2です。多文化共生の実現に向けた外国人児童生徒の教育環境改善についてです。

質問の背景と経緯です。本年7月14日、令和7年

度第1回湖西市多文化共生社会推進協議会が開催され傍聴いたしました。協議会の委員は大学教授、各種団体、企業、行政、外国人市民の代表、そして市内小中学校や定時制高校の教員など、多様な立場の方々が構成されていました。その中で、外国人児童生徒が日本語を十分に習得できず、学習の遅れが生じ、その後の進学や就職、さらには将来の生活にも大きな影響を及ぼしている現状が浮き彫りとなりました。

例えば、小学校では平仮名が書けない子供が多い。中学、高校を卒業していない子供が増えている。入学後に授業についていけず不登校になる事例がある。高校受検のため作文を丸暗記させるなど、本質的な学力が身につけていないために、高校に入学しても授業についていけないなどです。これらは、能力の有無というよりも日本語の習得が十分でないために、将来の可能性が狭まっているということが起こっています。今後、特定技能制度による家族帯同の増加が見込まれますが、母国の文化や日本語を十分に理解できないまま大人になれば、本人にとってはもちろんのこと、湖西市にとっても将来的に様々な課題が発生することが容易に考えられます。この状況は、外国人児童生徒本人にも湖西市にも不幸なことであり、このままでは市が掲げる多文化共生の実現は困難だと考えております。

質問の目的です。外国人児童生徒の教育環境の課題を放置すれば、湖西市の将来の発展や地域の安定に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、早急な改善が必要と考えております。そのため質問させていただきます。

では、質問事項1に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 1です。湖西市における不登校児童生徒小中学生のうち、外国人児童生徒は何人で全体の何%を占めていますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えいたします。

令和6年度末の湖西市内全体の不登校児童生徒数は194名でした。そのうち、外国人児童生徒が18名でありました。外国人児童生徒の不登校の割合は、

不登校全体のおおよそ9.3%となっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 不登校全体の9.3%、外国人児童生徒は18名ということですが、以前、不登校の理由をお伺いしたところ、多くの理由は無気力との御答弁をいただきましたが、外国人児童生徒の不登校の理由は把握されていますでしょうか。把握されているようでしたら、どのような理由かお聞かせください。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

直近7月の段階の調査でありますけど、一番多い理由が生活リズムの不調に関するという内容で、朝起きられないなどがそれに当たります。次に多いものが親子の関わり方に関するということで、親の言葉や態度への反発などがそれに当たります。もう一つが学業の不振や頻繁な宿題の未提出ということで、成績の不振とか授業が分からないというのがそれに当たる、このような今状況であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 今の2番と3番、親子の関わり方、学業不振ということは、日本語の習得ということに大きく関わっているのではないかと推測できるかと思います。

では2番に移ります。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○2番（山本晃子） 協議会の中で、翻訳機「ポケットーク」がきつい表現になるため、現場では使用が限定的であるとの報告がありました。学校教育課は、こういった現場の状態を把握していらっしゃいますでしょうか、お伺いします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えいたします。

翻訳機は、外国人児童生徒への学習指導や意思疎通を図るために必要なツールであるというふうに思います。議員御指摘のきつい表現についてですが、内容によっては表現が硬くなったり直接的になったりすることもあると把握しております。その

ため、文全体を翻訳するのではなく、単語を翻訳して児童生徒に示す方法で、翻訳機を利用するという場合もあります。

なお、保護者との面談につきましては、通訳を通して行う体制を整えています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。機械なので限界はあるかなということ、私のほうでも思っておりますが、協議会の中でポケットークで翻訳するとかなりニュアンスが違ってきつい表現になるので、ポケットークは使っていないという現場の先生の声があったりとか、保護者面談でポケットークを使うと保護者がカチンとくるような、学校の通訳者にはポケットークは使わないように言われているというやり取りがあり、議事録にも書かれているために私としては心配しております。

私が申し上げるまでもなく、こういったことを把握していただいた上で、状況に応じて注意して使い分けをしていただいているとは思いますが、子供の教育に関わることで、先ほどの深刻な不登校の理由というものにも日本語の言葉が原因だということも分かりますので、くれぐれもこの辺りは注意して、そしてもう少し現場の先生の詳細な調査もお願いできれば私としてはうれしいと思います。

ところで、保護者との面談は通訳の方ですよね、その通訳者さんのお話が出ましたが、人数というのは足りているのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） 先ほどの答弁でも、面談の際には通訳者が担任と同席をして面談を行うという体制を今つくっております。そういう意味においては、学校ごとに日をずらすなどして現状は全ての面談について通訳者も対応できるような体制を整えています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。順繰りで融通してるということかなと思います。ありがとうございます。

では問3に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 学習支援の場（市民活動センター「エミーナ」等）でW i - F i環境が整っていないなどという話がありましたが、設置予定はありませんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

市民活動センター「エミーナ」などへの日本語学習支援会場に対して、W i - F i環境を整備する予定はございません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 設置予定がないということですが、教育の観点から検討をお願いしたいと思っております。D X推進課を設けている湖西市として、公共施設にW i - F i環境が整っていないというのは、エミーナにしても大規模改修を行ったばかりの新居地域センターにしても、1階のホールにしかW i - F i環境がない状態で、西部地域センターもたしか会議室にはW i - F i環境はないかと承知しているんですが、こういった状況はやはりD X推進課を設けている市としていかがかなと思うので、こちらは意見ということでお願いしたいと思います。

では問4に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 指導者不足が深刻との声が協議会の中でありました。人員確保が難しい場合、教材やソフトなどで補う取組は検討されていますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

教材やソフトウェアなどを活用して教室運営に取り入れるということにつきましては、日本語指導者の人材不足を補う方法の一つとして、今後も研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。ぜひ期待しておりますので、お願いしたいと思います。

では続いて5番に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 湖西市として、外国人児童生徒の教育環境改善について、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

外国人児童生徒が学校での生活に慣れ、学習に取り組めるようになるためには、市内小中学校へ新たに編入学することになった段階で、基礎的な日本語を身につけるよう、初期支援が最も効果的であると考えております。

現在、通年プレスクール事業として15日間の初期支援を実施しておりますが、日本語の基礎を身につけるには実施日数の延長が必要であり、教育委員会と連携しながら事業の拡充に向けて検討を行っているところです。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 事業の拡充の詳細というのは教えていただくことでできますか。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） こちらにつきましては、教育委員会それから関係機関等と調整をさせていただきながら、カリキュラム等も見直しも含めて今検討させていただいておりますので、こちらで明確なお答えはちょっとできないところとなっておりますので、御承知おきください。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 詳細をお聞きできず残念ですが、前向きに御検討いただけるということですので大いに期待したいと思います。

ところで、企業も外国人を産業の担い手として受け入れるのであれば、子供たちへの教育に関する理解と教育は必要だと私は考えております。湖西市として、外国人を雇用する企業に対して日本語を含んだ教育の重要性を従業員に伝えるなどというような、働きかけを行うようなお考えというのはありませんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、企業から外国人従業員、親御さんに対して本人や家族の日本語取得について奨励したりとか、働きかけをしていただくことについては非常に効果的だと考えております。実施につきましては、今後どういうふうにやっていくか、どういったところと協力してやっていくかということも含めて、全て今後研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ぜひ、企業との連携をお願いしたいと思います。

外国人児童生徒の教育環境を整えることは、子供本人のためだけでなく、湖西市の将来の発展や地域の安定にも直結いたします。この課題を放置すれば、将来的に治安や社会保障にも影響が及び、多文化共生の実現は難しいものとなります。また、ここは市民も心配しているところでございます。どうか受入れ側の責任と未来への投資として、早急な御対応を進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 主題3です。津波警報時のライブカメラ接続障害と今後の対応についてです。

質問しようとする背景や経緯です。2011年の東日本大震災では、避難誘導中の自治体職員や消防職員が津波に巻き込まれ、多くの貴い命が失われました。この教訓を踏まえ、湖西市では防災力向上と市民の安全確保を目的に、2012年2月、道の駅汐見坂及び海湖館に、津波監視用ライブカメラを総額160万円で設置し、プロバイダー契約やカメラ清掃費として年間約26万円を支出しています。しかし、本年7月30日のカムチャツカ半島沖地震に伴う津波注意報発令時、特に津波到達予想時刻付近では、アクセス集中によりサーバーがダウンし、最も重要な時間帯に映像が確認できなかったという指摘があり、このことは新聞でも報道されました。この事態は、災害時の情報提供体制に対する市民の信頼を損ねかねず、

早急な改善が求められます。

質問の目的です。津波や災害時には、多くの市民がリアルタイム情報を求めアクセスが集中します。こうした状況下でも安定した情報提供を行い、市民が安心して避難行動に移れる環境を整えるため、質問させていただきます。

質問事項に入ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 1です。7月30日、津波注意報発令時にライブカメラが見られなくなった原因を、技術的・運用的な観点からお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震に伴う津波注意報・警報の発表時、特に津波到達が予想された時刻付近におきまして、津波監視カメラの映像が確認できなかった原因は、サーバー機の故障ではなく想定を上回るアクセスが集中し、同時に接続できる上限を超えたためと、カメラ設置業者から報告を受けております。

なお、接続数やサーバー容量の具体的な数値につきましては、セキュリティ上の理由から公表は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 想定を上回るアクセスが集中したということで、想定がどのくらいだったかというのは気になるころではありますが、セキュリティ上の理由ということで理解いたします。

では2番に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） アクセス集中や機器トラブルに耐えられる体制づくりのため、どのような改善策を検討しているのかお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

改善策につきましては、今後システムを更新する際に、数分置きに静止画を外部に向けて配信する仕組みを導入するなど、アクセス集中にも対応できる方法について研究を進めてまいります。あわせて、

緊急時には一時的に職員以外からのアクセスを制限するなど、必要に応じた運用上の対応についても研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） システム更新時に検討されるということで承知いたしました。ちなみに更新というのはいつ頃になりますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） 更新につきましては、今現在いつということは検討はしておりませんが、機器の不具合があったときとか、今回の教訓を生かして切替えを行うかどうかは、これから研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 承知いたしました。

では3番に移ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○2番（山本晃子） 改善後、改善内容や今後の利用方法をどのように市民へ周知していくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

先ほど議員のほうから最初の経緯のところでお話しをいただいておりますが、現在の津波監視カメラは2011年の東日本大震災を契機に設置したもので、目的といたしましては市の職員が現地に赴くことなく津波の状況を確認し、職員の安全を確保するためのシステムとして導入したものであり、その方針につきましては変更はございません。また、これまでアクセス集中により映像を御覧いただけない場合があることや、災害時など管理上の都合で配信を中止する必要がある旨を、市のウェブサイト上にも記載しておりますので、現時点で津波監視カメラに特化した周知は不要と考えております。

今後、システムを更新する際にアクセス集中にも対応できる方法につきまして研究をし、防災体制の強化を図るとともに、市民の皆様に必要な情報を届けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 改めて確認なんですけど、今回のアクセス集中によってダウンしたことで、職員の方も津波の状況は把握できなかったということよろしいですか。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えをいたします。

これ昨日も少しお答えした内容にもなっているんですけども、7月30日の津波につきましては遠地津波であったこと、それから津波警報3メートル以下ということもありまして、私どもとしては特に監視する必要を感じておりませんでしたので、その時点では特に、カメラのほうをリモートで見に行くというようなことはございませんでした。ただ、見れないよという話もお伺いしましたので、その時点で見に行きサーバーが落ちてるといふか、アクセスがオーバーフローしてるなということの確認はできております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。今私が確認させていただいたのは、3メートル以上とかだった場合も、今の状況だと市の職員さんが見ることができないのかなと思ったんですけど、それは見ることができないでいいですか。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

今回、津波警報ということで3メートル以下だったということもありますが、これが仮に大津波警報などで確認をする必要がある場合につきましては、先ほど申しましたとおり外部からのアクセスを遮断するなどの方法を取って見られないようにして、よそからのアクセスがないようにした上で、職員のほうが確認をするというような手段を取りたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 理解いたしました。職員さんの安全のためのライブカメラの設置で、要はアクセ

スが集中してダウンするというのは想定内ということですよ。

今回の津波注意報時にライブカメラが見られずに、市民の方から津波到達時の肝腎などに見られなかったという声を複数いただいております。津波が来るかどうかという不安なときに情報がアクセスできなかったことは、市民の安心感を損なう出来事だったのではないかなと思っております。

一方で、今御説明いただいたように、ライブカメラはもともと市の職員の方が現地に赴くことなく津波の状況を確認でき、安全を確保するための目的ということも理解いたしました。

実際問題、災害時被災当事者はライブカメラを見ている場合ではありませんので、現在の市の考え方もよいのかなとは思いますが、今回のように肝腎の市の職員の方も確認できない状況だったということはやはり少し問題だと考えておりますので、この点に関しましては更新時にぜひ改善をお願いしたいと思います。

また、実際には平時からサーファーの方を含む多くの市民の方が波の状況を確認するためにも利用されており、二次的な市民の安心材料として役に立っていることも事実であります。

そこでお願ひしたいのは、確かにウェブサイト上にはアクセスが集中したり、環境設定によっては御覧いただけない場合がありますとありますが、説明としては少し不十分ではないかと思ひます。

また、今回起きた件については、市民への説明も必要かと思ひます。本来のライブカメラの目的及び状況並びに今後の方針に関して、広報こさいなどで周知していただければと思ひます。そうすることによって、市民の皆さんもある程度納得して利用できるのではないかと思ひますし、市のイメージが損なわれることも防げるのではないかと思ひます。新聞報道もありましたことですし、改めて今回の件に関して、事情を広報こさいなどで周知していただくお考えはありませんでしょうか、お伺ひします。

○議長（神谷里枝） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたように、ふだんから見ていただけての方が非常にいらっしゃるということはこちらも承知しております。ただ、市民全体がカメラを常に見ているというわけではないというふうには思っておりますので、現在のカメラの運用についてであったりとか、先ほど申しましたとおり緊急時には遮断することがありますというその表記の仕方を、サイト上にきちんともう少し分かりやすく表現をするなどして、広報に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 山本議員。

○2番（山本晃子） 理解いたしました。新聞報道も出たので私としては今回の件、載せていただけたらうれしいなという私の感想を最後に、終了させていただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で、2番 山本晃子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、5番 柴田一雄議員の発言を許します。

〔5番 柴田一雄登壇〕

○議長（神谷里枝） それでは5番 柴田一雄議員、どうぞ。

○5番（柴田一雄） 5番 柴田一雄です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

主題、地域医療構想の推進状況と今後の課題について。

質問しようとする背景や経緯ですが、令和元年9月、厚生労働省は市町村などが運営する公立病院と日本赤十字社などが運営する公的病院の25%を超える全国424の病院について、診療実績が少なく、非効率的な医療を招いているためとして、再編・統合

について特に議論が必要とする分析をまとめ、病院名を公表し、対象となる病院の中には、市立湖西病院も含まれておりました。

その後、令和4年11月25日には、浜松市と湖西市が「浜松医療センター及び市立湖西病院における持続可能な地域医療提供体制の確保に関する連携協定」を締結し、発表されました。協定締結から3年が経過しようとしています。その後の進捗や成果を検証し、状況によっては見直しも必要な時期であると考えます。

さらに、令和5年3月27日には、湖西市と浜名医師会及び浜名病院による「湖西市地域医療提供体制の確保に関する連携協定」が締結されました。

市立湖西病院では、令和6年4月に地域・利用者支援センター（通称：絆）が開設され、緊密な地域医療の連携と地域包括ケアシステムの推進が図られているものの、令和6年度の湖西市市民意識調査の報告書によりますと、当市の医療体制に満足、やや満足を合わせた回答の割合は僅か31%と少数であり、多くの市民の皆様が当市の医療体制に満足されていない現状が確認されております。

厚生労働省が指導している地域医療構想の取組につきましては、地域の実情に応じてさらに推進されるよう支援が行われ、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年頃の医療体制を見据え、新たな地域医療構想について、年度内の指針策定に向け審議されているところでございます。

今後、当市におきましても、市民の皆様方にとりまして時代に応じた安心・安全な地域医療体制を整え、広報を行っていくことが課題であると考えます。

質問の目的ですが、持続可能な地域医療体制の構築に向けた進捗状況と今後の発展について確認をいたします。

質問事項に入りたいと思います。

浜松市と湖西市の「浜松医療センター及び市立湖西病院における持続可能な地域医療提供体制の確保に関する連携協定」締結による成果についてお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。病院事業管理者。

〔病院事業管理者 大貫義則登壇〕

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

浜松医療センターとの連携協定による成果の1つ目は、病院間の機能分化として高度急性期医療は浜松医療センター、回復期医療は湖西病院といった患者の状態に応じて紹介や逆紹介をスムーズに行う体制を構築したことです。

2つ目は医師の派遣です。消化器外科、脳神経外科、免疫内科、小児科において医師を派遣していただいております。外来診療を実施していただいております。

3つ目は助産師の派遣です。当初は出産前の妊婦健診のみでしたが、現在は産後ケアも受診できる体制を整え、浜松医療センター等での分娩にスムーズにつなげております。

そのほかには、画像の読影を依頼しております。脳卒中等の疑いがある救急患者の画像を転送し、浜松医療センターの医師が遠隔で読影して、救急時における迅速な診断・処置に対応する体制ができております。

なお、市長部局の取組ではございますが、浜松医療センターの医師による市民公開講座を湖西市内の会場で開催しております。そのときに当院の医師が座長を務めるなど、相互に連携して行っております。また、浜松市立看護専門学校に湖西枠を設けて、看護師の確保・育成に取り組んでおります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） ただいまの答弁で、病院間での機能分担ですとか医師の派遣、また救急時には画像の遠隔判断などもできるといったような医療的な分野、また市民講座の開催などそういった市民向けの予防医療、そういったものも連携ができていますということで成果についてはよく理解いたしました。

ただいま病院事業管理者より御答弁をいただきましたけれども、昨年までは市立湖西病院の院長という立場でございました。今年度からは、病院事業管理者という立場でございますけれども、これらの取組をどのように感じているのか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） ありがとうございます。院長のときには私ももちろん医者として、また患者さんの立場からいわゆる利便性とか、それから湖西病院の理念にありますように思いやりを持った医療を行い、皆様から信頼される病院を目指すことで、この地域社会に貢献するというのが基本理念なんですけれども、思いやりを持った医療を行うことで信頼を得て貢献できているのかということを常に考えておりましたし、職員の働きやすさなどにも目を向けていたつもりでございます。

現在はさらに、先ほども議員の方からもありました人件費の問題ですとかコスト、データ上のそれぞれ、実際それらがどのように関わっているかということを確認して、実質的な面でしっかり収益を上げるということに着目して、それらに対して成果が出てきていると感じております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 昨年度までは、お医者さんという立場で直接患者さんと向き合い、そういった思いやりの気持ちを大切にされていたということで、また今年度からは事業管理者として病院の経営ですとかそういった組織的な戦略、そういったものも分析されていることということで理解をいたしました。それでは次の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 市として、市内の医療提供体制における現在の課題をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

令和6年度市民意識調査において、地域医療体制に対する満足度が大きく低下したことが明らかとなり、市民の医療に対する不安や不満が浮き彫りとなったことを深刻に受け止めております。

本市と浜松市で構成される西部二次医療圏におきましては、病床数・医師数はともに比較的恵まれた状況でございますが、医師数の地域偏在が顕著でございます。令和4年度には、本市が医師少数スポットに指定され、局所的な医師不足が問題として浮き

彫りになりました。また、開業医の高齢化に伴う開業医不足も課題として認識しております。

さらに、高齢化の進行に伴い認知症など高齢者向けの医療や在宅医療、慢性疾患を抱える高齢者への対応が急務となっております。加えて、30代の市民層において医療の満足度が低下しており、特に産婦人科や小児科などの充実が望まれております。

このような状況において、市民の不満やニーズに対して持続可能な医療提供体制を確保していくことが、現在の最重要課題であると認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 冒頭、深刻に受け止めているということでありまして、持続可能な医療提供体制の確保ということは今御答弁いただきましたけれども、そういった中で医師少数スポットであるということですか、現状は開業医は足りていますが、高齢化によりまして将来的には開業医不足ももう見えていると、そういった課題を認識しているということでございますけれども、そういった課題の解決に向けてはどのように取組を考えているのかお願いをいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、医師の少数スポットでございますが、この医師少数スポットというのは湖西市が他の地域、他の市と比べて勤務医師数が著しく少ないという市に指定されたというものです。ですので、マイナスのイメージをどうしても持ってしまいますが、逆に静岡県が提供していますキャリア形成プランというものがございまして、この適用を受けたお医者さんはある一定の期間、医師少数区域ですとか医師少数スポットで勤務することが義務づけられるものでございます。ですので、湖西病院も医師少数スポットの病院として若手の医師に勤務場所を提供することが可能となるものでございますので、市としましてはこの機会を医師確保のチャンスというふうに捉えておまして、この湖西市における地域医療を支えるために、必要な診療科の医師を確保するために湖西病院と連携をしまし

て、連携といいますかタッグを組んで医師の確保に努めていきたいというふうに思っております。

また、開業医の不足への対応としましては、医師の承継の支援、後継ぎの方への支援ですとかあと新規開業支援等の検討が必要であると思っておりますので、現在の実態やニーズを十分把握をして、誘致活動を含めた支援策を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） なかなか厳しい状況だとは思いますが、今の御答弁ですと医師の確保のチャンスと捉えてというような前向きな御答弁もいただけたのかなと実感しております。

開業医の誘致ですとか医師の育成というのは、一朝一夕では実現が困難なことでもありますけれども、今御答弁いただきましたような、本当に将来を見据えて長いスパンでしっかりと計画を立てられて、前向きな取組によって成果が出ることを期待したいと思います。

また、さっきの答弁でありましたけれども、30代の市民層において医療の満足度の低下も顕著であるというようなことも分析されているようでもありますけれども、先ほど1つ目の質問で病院事業管理者からも御答弁いただきましたけれども、浜松医療センターとの連携といった、そういった側面からの解決策への糸口になるのかなと感じております。

なかなか、湖西病院のほうも公立病院ということで広報活動というようなことも難しい性質があるのかなと考えますが、ぜひ市民の皆様方への適切な情報提供を行っていただいて、重ねて期待をしたいと思っておりますのでお願いをいたします。

それでは次の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） はい。

○5番（柴田一雄） 令和5年3月27日に、湖西市と浜名医師会及び浜名病院による「湖西市地域医療提供体制の確保に関する連携協定」が締結されましたが、この連携協定による具体的な取組内容をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

本連携協定は、医師不足や救急搬送の受入れの課題に対応するために、湖西病院や消防本部を含む市内の救急医療体制の強化、病院間の機能分化、医療従事者の人事交流を目指して締結をされました。

令和5年度には、湖西市議会や浜名病院など関係団体で構成するメディネットこさいを立ち上げ、持続可能な地域医療体制の確保について議論を進めているところでございます。

これまでの会議では、救急搬送が年々増加する中で軽症者の市外搬送の減少、それから市内医療機関での夜間休日における救急医療体制の強化が主な議題となっております。また、年末年始のコロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大に対応するため、発熱外来の設置についても議論をいたしました。

さらに、医師不足や医療従事者の負担、開業医の高齢化に伴う将来的な開業医の減少といった課題についても共有をいたしました。

今後は、10年後、20年後を見据えた休日夜間診療体制の在り方ですとか浜名病院と湖西病院の役割分担の明確化、関係団体との協力体制の構築を進め、地域全体で医療を支える体制の強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 答弁の内容といたしまして、中でメディネットこさいを立ち上げて、持続可能な地域医療体制の確保について議論を進めているというようなことでありますけども、そういった中で具体的な成果や課題というのは、この2年半の中でいかがだったのかなと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

この連携協定による成果といたしましては、先ほど答弁もさせていただきましたが、医療機関や消防が一体となったメディネットこさい、そちらを立ち上げて救急医療や発熱外来の設置などについて議論をしたと。その結果、救急車の市外搬送、市内では

なく市外に搬送する件数が減少してきたということ、また浜名病院の医師ですとか開業医が湖西病院で、年末年始において発熱外来を開業医の先生と浜名病院の先生が、湖西病院に出向いて診察をするといった発熱外来を運用することができたというのは、この協定締結による成果だなというふうに思っております。

また開業医、医師と行政が顔を合わせて、こういった顔が見える関係づくりができたというのも大きな成果だと思っておりますし、地域医療の強化に向けた重要な第一歩が踏み出せたのではないかなというふうに思っております。

課題につきましては、やはり市内の限られた医療資源をどう活用し、市民に満足いただける医療を提供できるかということが大きなテーマだと思っております。このテーマに対する答えというのはなかなかすぐに出せるものではございませんが、今後も引き続き関係機関と協力をしながら、持続可能な医療提供体制を確保することに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） ありがとうございます。救急車の市外搬送を抑えられているですとか、浜名病院の医師の先生や開業医の先生が湖西病院の発熱外来を御担当していただけるとか、そういった連携ができてきているというような、市民にとっても本当に大きな安心材料かなと思いますし、また課題という面でも顔が見える連携ができてきているということで、そういった課題が共有できる状況になったということは一つの成果なのかなと感じております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 令和6年4月に、市立湖西病院内に開設した地域・利用者支援センター（通称：絆）の推進状況をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） お答えします。

地域・利用者支援センターいわゆる絆は、地域医療と介護の連携を推進し、看護師や社会福祉士など

多くの職種が一体となり、市民が切れ目なく医療・介護サービスを受けられる支援を目的として開設いたしました。

市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活することができるように、退院支援や相談業務などを行ってまいりましたが、令和7年7月には市内にある特別養護老人ホーム5施設（恵翔苑、光湖苑、湖西白萩、燦光、寿松園）と、当院が協力医療機関の協定を締結し、定期的な情報共有の機会を設けることにより、さらに医療と介護の連携を進めております。

また、24時間態勢での医療・看護を提供する病院である在宅療養支援病院として、急変時に対応できるよう複数医師による往診態勢を整備いたしました。緩和ケア以外の疾患にも対象を現在広げているところでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 地域医療と介護の連携ということが進んでいるということでございますけれども、それでは介護の連携ということでは、ただいま特別養護老人ホームとの連携も進めているということでございますけれども、具体的にはどのような取組が行われているのか、確認をさせていただきます。

○議長（神谷里枝） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大貫義則） 特別養護老人ホームとの連携に関しましては、具体的な取組に関しましては、月に1回以上のカンファレンスを実施しております。それから、連携後、連携施設からの実は4名の入所者の入院がありました。ただ、ただの入所者ではなくて、入所者の診療情報などが事前に分かって共有することができたので、緊急入院ではありましたが対応がスムーズに行えるようになっていくことが、以前に増してそういうことができるようになったという具体的な取組について具体的な例があります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 介護の現場にとりましても、このような医療側のサポートというのは非常に有益

でもあり、今後ますます重要性が高まってくるのではないかと思いますので、さらなる充実を期待したいと思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○5番（柴田一雄） 冒頭にも触れましたけれども、厚生労働省が主導しております地域医療構想の取組につきましては、団塊ジュニア世代が65歳以上となります2040年頃の医療体制を見据え、新たな地域医療構想について、年度内の指針策定に向け現在審議されているところではございますが、湖西市におきましても2040年頃の医療需要を見据え、今後どのような医療体制を構築していくのか、お伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

本市では、2040年には65歳以上の高齢者人口が約36.6%に達すると予測されています。このため、医療需要の増加が見込まれ、特に回復期や慢性期の病床機能の強化、在宅医療や介護サービスの充実が一層求められています。これに対応するため、早急に施策を講じる必要がございます。

具体的には、市民ニーズを詳細に分析し、医療従事者の意見を聴取することで、本市に必要な診療科目の整理を行います。また、メディネットこさいでの協議を通じて、地域医療の課題や限られた資源を効果的に活用する方法を検討していきたいと考えています。

加えて、医療分野にもとどまらず、湖西市在宅医療・介護連携推進協議会と連携しまして、介護の視点を取り入れた議論を進めてまいります。

地域医療を支えるためには、市民一人一人の理解と協力が不可欠です。今後も、市民の声を反映した医療施策を推進し、よりよい地域医療体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） 2040年頃になると、さらに医療需要の増加を認識しているということで診療科の検討ですとか、また先ほども出てきましたけどもメ

ディネットこさいでの充実というような、そういったことも検討しておられるということでございましたけれども、その中で先ほどの病院事業管理者の答弁にもございましたけれども、介護との連携というところでございましたけれども、これからの医療体制の構築に向けましては、医療分野にもとどまらず、介護の視点も取り入れた議論が重要となってくると思いますが、医療の現場のみならず、先ほど同僚議員の一般質問ではケアマネジャー不足というようなお話も出ておりましたけれども、そういった介護の現場で従事されている人材も高齢化や人材不足というような課題も現在抱えておりますけれども、このような課題解決に向けては具体的にどのように取り組んでいくのか、お願いいたします。

○議長（神谷里枝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

本市におきましては、地域包括ケアシステムの進化を目指しているところです。在宅医療と介護の連携をどのように強めていくか、また関係機関とそれを模索しているところでございます。

在宅医療・介護連携推進協議会を通じて、また医師会や介護事業者、あと地域包括支援センターと情報を共有しまして、切れ目のない支援体制の在り方を今意見交換をしているところでございます。

また、介護人材の確保や定着につきましては、県や事業所と課題を共有しながら、対応の方向性を今探っているところでございます。

こうした取組を医療施策とも連動させながら、介護の重度化防止や、医療需要の抑制につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 柴田議員。

○5番（柴田一雄） ただいまの答弁では、地域包括ケアシステムの進化というような、非常に心強い答弁もいただけたかなと理解をしております。医療・介護の現場におきましても、本当に高齢化ですとか人材不足という課題を抱えております。市として、明確な支援体制というのを重ね重ね期待をしたいと思っております。

地域医療体制の整備というものにつきましては、

市立湖西病院の在り方のみがとかく注目されがちでございまして、行政がしっかりと方向性を示して、医療そして介護の連携というものを深めながら進めていくことが重要かと思っております。医療体制の構築というものには完成はございませんけれども、時代に即した速やかな、そして柔軟な対応が市民の皆様方の安心・安全な日常に直結し、医療体制の満足度につながるものでございます。

今後の発展に期待して、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で、5番 柴田一雄議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時37分 散会